

26. (Gno.68) 弁護士と弁護士法の現在問題 (弁護士法研究会)

代表：小林 学

2014/02/28 (承認) 2014 年度 (開始)

【研究の目的】

法制化、そしてまたグローバル化が進む中、リーガルサービスの供給者としての弁護士もまた、変容を求められている。リーガルマーケットからの需要に対し、的確に対応できる資質・能力そしてまた機動力を弁護士が備えることが求められる一方、他方では、弁護士のコアバリューを浸潤する危険性をはらんでいる。将来さらに強まると予想される変容への圧力のなかで、今後弁護士は、どうあるべきか。比較法的観点からそれを問うのが、本共同研究の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

本年度は、グループのメンバーによるドイツ連邦通常裁判所弁護士法廷裁判官のインタビュー、そして、ドイツにおいて予定されている弁護士を取り巻く法環境の大規模な改革の動向調査をおこない、これをふまえた報告等の集会を予定していた。また、2020 年秋には、ドイツ弁護士職業法に造詣が深く、多数の弁護士職業法関連の著書・共著書そしてまた驚くべき数の論文を発表し、実務家サイドにおける弁護士職業法の権威の一角を担っている弁護士の来日を機に、目下のドイツ弁護士職業法の状況に関するセミナーを開催することを企図していた。しかしながら、前年度末葉からのコロナパンデミックの影響により、予定していたこれら組織的活動は、一切見送らざるをえなかった。

この間、各自によるその関心事にそったドイツ弁護士職業法の課題について見識を深めるとともに、ドイツサイドの協力者である Martin Henssler 教授率いるケルン大学弁護士法研究所の協力の下、本年 1 月政府草案が提示されたドイツ連邦弁護士法改正の方向性について、理解の共有に努め、次年度の組織的活動の基礎を培った。

学術雑誌

森 勇 「[資料]近時におけるドイツの弁護士賠償責任関連重要判例の事案 (概要) とその理由 (2)」

『比較法雑誌』54 巻 1 号(2020 年)223-258 頁

同 「[資料]近時におけるドイツの弁護士賠償責任関連重要判例の事案 (概要) とその理由 (3)」

『比較法雑誌』54 巻 2 号(2020 年)161-193 頁

同 「[資料]近時におけるドイツの弁護士賠償責任関連重要判例の事案 (概要) とその理由 (4 完)」

『比較法雑誌』54 巻 3 号(2020 年)175-202 頁

同 「[研究]連邦弁護士法の成立と連邦憲法裁判所が描いた弁護士像：いわゆる「バステューユ裁判」への道のり」『比較法雑誌』54 巻 3 号(2020 年)71-104 頁

※「近時におけるドイツ弁護士賠償責任関連重要判例の事案 (概要) とその理由 (1)」は、『比較法雑誌』53 巻 4 号(2020 年)277-305 頁に掲載済み。